

令和8年度

スマートハウス普及促進補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進により温室効果ガスの削減を図るとともに、自立分散型エネルギー社会の構築及び地域脱炭素の推進を図ることを目的としています。

【 令和8年度 受付について 】

申請期間	補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日又は補助対象システム付建売住宅の引渡し予定日の15日以上前まで 令和8年4月1日（水）～令和9年2月18日（木） ※交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助対象外です。 ※予算がなくなり次第、受付終了します。
実績報告提出期限	事業完了日から3か月後の末日又は令和9年3月5日（金）までのいずれか早い日
提出方法	あいち電子申請または環境都市推進課窓口まで持参
受付時間	月曜日から金曜日の市役所開庁時間内 （祝日及び12月29日から1月3日までを除く） ※提出期限が市役所の休みと重なる場合は、直前の開庁日が期限です。

【 提出・問い合わせ先 】

安城市 環境都市推進課 環境政策係（市役所北庁舎2階）

TEL：0566-71-2280

FAX：0566-76-1184

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- 補助対象システムの所有者
- 実績報告の日に安城市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員でない者
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者

補助対象事業

※いずれかに該当することが必要です。

- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する住宅に設置する
- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する目的で購入した市内の住宅に設置する
- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する目的で賃借する市内の住宅に設置する

※補助対象システムを設置することについて、住宅の所有者の承諾が必要です。

- 補助対象システムが設置された市内の建売住宅を自らが居住する目的で購入し、住宅の引渡しを受ける

補助金額

※愛知県からの補助金額が含まれています。

• 一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）	<u>210,000円</u>
• 一体的導入（太陽光＋充電電＋HEMS）	<u>110,000円</u>
• 家庭用燃料電池システム	<u>50,000円</u>
• 家庭用燃料電池システム （くらしカーボンニュートラルクラブ入会）	<u>55,000円</u>
• 家庭用リチウムイオン蓄電池システム	<u>150,000円</u>
• 住宅用次世代自動車充電電システム	<u>50,000円</u>
• HEMS	<u>10,000円</u>



※本市の他の補助金等の助成の対象となっている経費は、補助対象経費としません。

※補助対象経費が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

※くらしカーボンニュートラルクラブは、都市ガスに接続している方が対象となります。

太陽光発電システム

- 家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは住宅用次世代自動車充電システムと、HEMSを同時に設置するもの（一体的導入）
- 供給する電気を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること
- 住宅の屋根、車庫等への設置に適したもので、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上50キロワット未満（増設の場合においては、増設分の値が1キロワット以上であり、かつ、既設分との合計値が50キロワット未満）であるもの
- 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもので、設置前において使用に供されていないもの

家庭用燃料電池システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの

対象となる機器は「エネファーム」です。
「エコキュート」「エコジョーズ」「エコウィル」などは補助対象外です。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - ①住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - ②愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

住宅用次世代自動車充電システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - ①住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - ②愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

住宅から車への充電だけでなく、車から住宅へ電力が供給できるものが対象です。

HEMS

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - 住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

ウェブサイトに記載されている補助対象機器一覧を確認の上、ご提出ください。
 (ホーム>生活・サービス>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)
 一覧に登録のない機器でも、補助対象機器の要件を全て満たすものについては、補助対象となりますが、交付申請前に「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)対象要件適合状況報告書」と要件の根拠書類の提出が必要です。

補助対象経費

本市の他の補助金等の助成の対象となっている経費は、補助対象経費としません。
 また、補助対象経費が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

補助対象システム	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム※ ¹	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、系統連系保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力計、配線・配管器具の購入及び設置に要する費用	5万円
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線(配線器具を含む。)又は配管(配管器具を含む。)の購入及び設置(付随する工事を含む。)に要する費用	5万円 または 5万5千円 ※ ²
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成されるシステムの購入及び設置に要する費用	15万円
住宅用次世代自動車充電システム	当該補助対象設備の購入及び設置に要する費用	5万円
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線(配線器具を含む。)の購入及び設置(付随する工事を含む。)に要する費用	1万円

※¹住宅用太陽光発電システムは、家庭用リチウムイオン蓄電池システム又は住宅用次世代自動車充電システム及びHEMSと同時に設置する場合にのみ補助金の交付対象となります。

※²都市ガスに接続し、くらしカーボンニュートラルクラブに入会する場合は5万5千円とします。
 クラブについては別紙チラシをご参照ください。

注意事項

- 訂正や不備書類の提出なども含め、提出期限までに申請を完了してください。
- 同一年度において1世帯につき1回限りの申請とします。2世帯住宅等、同一の住所で別世帯として申請する場合、世帯が分かれていることの証明が必要になります。
- 店舗等との併用住宅も対象ですが、自らの居住部分でのみ使用されるものが補助対象となります。
- 事業者と工事請負契約を締結せず、個人で補助対象システムを購入し設置する場合は、事前に環境都市推進課へお問い合わせください。
- 補助金の交付後でも、不備等により交付決定を取り消した場合、補助金の返還をしていただきます。

よくある質問

Q. 予算残額は市公式ウェブサイトに掲載されていますか。

A. 市公式ウェブサイトではお知らせしていません。

開庁時間内に環境都市推進課（0566-71-2280）へお問い合わせください。

なお、予算がなくなり、申請期間よりも早く受付を終了した場合は、市公式ウェブサイトでお知らせします。

Q. 申請書類を窓口に出す前に確認してほしい場合はどうしたらよいですか。

A. 事前確認を希望される場合は、環境都市推進課へお問い合わせいただき、申請書類一式をあいち電子申請にて提出してください。

確認後、あいち電子申請からメールにてご連絡しますので、補正依頼がある場合はご対応いただき、修正後の申請書類一式を窓口にてご提出ください。

窓口提出を取り止め、補正した書類のみをあいち電子申請から再提出いただくことも可能です。

Q. 申請システムを変更したい場合はどうしたらよいですか。

A. 計画変更の申請を行う前に、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

補助金額を増額する変更は補助対象事業に着手する前に、補助金額を減額する変更は補助対象事業が完了する前までに計画変更の申請が必要です。

提出期限までに計画変更の申請が行われなかった場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日又は補助対象システム付建売住宅引渡しの15日以上前までに申請が必要です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	<ul style="list-style-type: none">交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。記入日、申請者氏名、申請内容及び金額の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなります。複数システムを設置する場合は、最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
システム設置概要書（様式第2）	<ul style="list-style-type: none">作成にあたっては、記入例をご確認ください。	
申請システムごとの補助対象経費が確認できる書類（契約書又は見積書）の写し	<ul style="list-style-type: none">お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。契約日または見積書作成日、申請者氏名、申請システムごとの補助対象経費を確認します。 例：一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）の場合 太陽光、蓄電池、HEMSそれぞれの補助対象経費を確認します。	
システム設置予定場所の地図	<ul style="list-style-type: none">現地確認に伺う場合があります。システム設置予定住宅に印をつけてください。	
建売住宅の売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">補助対象システム付建売住宅として申請する方のみお客様控と区別がある場合、お客様控が必要です。	
所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none">借用住宅の方のみ	

その他注意事項

- 申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- 交付申請書の提出時に市税の滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- 必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈電子申請〉

- 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- 様式第1と様式第2はPDF形式で提出してください。



交付決定

審査後、交付決定通知書を送付します。（2週間程度）

交付決定通知書が手元に届いてから、補助対象システムに係る設置工事に着手、または補助対象システム付建売住宅の引渡しをしてください。

※申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

実績報告

事業完了日から3か月後の末日又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日までに実績報告書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

事業完了日とは、下記①、②、③の中で最も遅い日のことです。

- ① 領収書に記載された入金日（入金日の記載がない場合は領収書作成日）
- ② 保証書に記載された保証開始日
- ③ 系統連系・受給開始日（一体的導入のみ）

必要書類	注意事項	✓
実績報告書（様式第4）	<ul style="list-style-type: none"> • 実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 • 記入日、申請者氏名、申請システム名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなります。 • 交付決定年月日と受付番号は、交付決定通知書をご確認ください。交付決定年月日は交付決定通知書の右上に記載しています。 	
補助金等交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金の受取人の口座名義は、申請者本人である必要があります。 • 金額の訂正はできません。 	
振込先が確認できる通帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるものを添付してください。 	
領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者名義の領収書等の写しを添付してください。 • お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。 	
申請システムごとの補助対象経費が確認できる明細書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> • 領収書等に申請システムごとの補助対象経費が記載されていない場合は、明細書を添付してください。 例：一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）の場合 太陽光、蓄電池、HEMSそれぞれの補助対象経費を確認します。 	
申請システムごとに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> • 次ページ以降に記載の内容をご確認ください。 例：申請システムが蓄電池、HEMSの場合 10、11ページをご確認ください。 	

その他注意事項

- 申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- 実績報告書の提出時に、住民票及び滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- 安城市に転入される方や住所変更がある方は、実績報告時までに住民票を変更し、様式の住所を新住所でご提出ください。
- 必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈電子申請〉

- 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- 様式第4はPDF形式で提出してください。



一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）

	必要書類	注意事項	✓
太陽光	余剰売電または全量自家消費が確認できる書類の写し	<p>【余剰売電の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者が発行した系統連系日が確認できる書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」）の写し 発電設備の設置者名、設置場所、系統連系・受給開始日を確認します。 発電設備の設置者名は申請者名と一致している必要があります。 <p>【全量自家消費の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全量自家消費であることが確認できる書類の写し 	
	カラー写真2種類	<p>① システム設置住宅等の全景</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅と太陽電池モジュール（パネル）が写るようになっています。 <p>② 全太陽電池モジュール（パネル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全てのパネルが写るようにしてください。 パネルの枚数が写真で確認できない場合は、パネル割付図を添付してください。 	
	出力対比表の写し ①、②のいずれかひとつ	<p>① 製造者作成の出力対比表の写し</p> <p>② 設置業者作成の出力対比表の表紙とバーコード表の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名、作成者、製造者名、太陽電池モジュールの型式、公称最大出力値、枚数、公称最大出力値の合計、太陽電池モジュールの測定出力値・測定出力の合計値を確認します。 	
蓄電池	システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、パッケージ型番、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 パッケージ型番等が記載されていない場合は、出荷証明書を添付してください。 	
	カラー写真2種類	<p>① 蓄電池本体（ユニット）</p> <p>② ①に貼付されている全ての型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
HEMS	システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
	カラー写真2種類	<p>① モニターが起動している状態が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> モニターがない場合は、各電力量がわかるものを添付してください。 <p>② システムに貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	

一体的導入（太陽光＋充給電＋HEMS）

	必要書類	注意事項	✓
太陽光	余剰売電または全量自家消費が確認できる書類の写し	<p>【余剰売電の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者が発行した系統連系日が確認できる書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」）の写し 発電設備の設置者名、設置場所、系統連系・受給開始日を確認します。 発電設備の設置者名は申請者名と一致している必要があります。 <p>【全量自家消費の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全量自家消費であることが確認できる書類の写し 	
	カラー写真2種類	<p>① システム設置住宅等の全景</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅と太陽電池モジュール（パネル）が写るようにしてください。 <p>② 全太陽電池モジュール（パネル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全てのパネルが写るようにしてください。 パネルの枚数が写真で確認できない場合は、パネル割付図を添付してください。 	
	出力対比表の写し ①、②のいずれかひとつ	<p>① 製造者作成の出力対比表の写し</p> <p>② 設置業者作成の出力対比表の表紙とバーコード表の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名、作成者、製造者名、太陽電池モジュールの型式、公称最大出力値、枚数、公称最大出力値の合計、太陽電池モジュールの測定出力値・測定出力の合計値を確認します。 	
充給電	システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
	カラー写真2種類	<p>① システム本体</p> <p>② ①に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
HEMS	システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
	カラー写真2種類	<p>① モニターが起動している状態が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> モニターがない場合は、各電力量がわかるものを添付してください。 <p>② システムに貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	

家庭用燃料電池システム

必要書類	注意事項	✓
システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 東邦ガスの場合は「エネファーム安心サポート証」 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
カラー写真2種類	<p>① 燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体</p> <p>② ①の各本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
くらしカーボンニュートラルクラブ入会申込書	<ul style="list-style-type: none"> 「くらしカーボンニュートラルクラブ」入会の方のみ提出 	

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

必要書類	注意事項	✓
システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、パッケージ型番、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 パッケージ型番等が記載されていない場合は、出荷証明書を添付してください。 	
カラー写真2種類	<p>① 蓄電池本体（ユニット）</p> <p>② ①に貼付されている全ての型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
（別表）太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は11ページの別表をご確認ください。 書類の氏名は原則、申請者または同一世帯員である必要があります。 	

住宅用次世代自動車充電システム

必要書類	注意事項	✓
システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
カラー写真2種類	<p>① システム本体</p> <p>② ①に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
（別表）太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は11ページの別表をご確認ください。 書類の氏名は原則、申請者または同一世帯員である必要があります。 	

必要書類	注意事項	✓
システムの保証書（お客様控）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行事業者名、型式、製造番号、保証開始日、氏名、住所を確認します。 	
カラー写真2種類	<p>① モニターが起動している状態が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> モニターがない場合は、各電力量がわかるものを添付してください。 <p>② システムに貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証書に記載されている型式と製造番号が一致しているかを確認します。 	
（別表）太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は下記の別表をご確認ください。 書類の氏名は原則、申請者または同一世帯員である必要があります。 	

別表 太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの（余剰売電の場合）

	同時設置の場合	既設の場合
太陽光	<p>①～③のいずれかひとつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、発電設備の設置場所（住所）を確認します。 <p>① 電気事業者が発行した系統連系日が確認できる書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」）の写し</p> <p>② JPEA発行の認定証明書の写し</p> <p>③ 太陽光モジュールの保証書（お客様控）の写しと、太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の書類（「系統連系に係る契約のご案内」）の写し</p>	<p>①、②のいずれかひとつ</p> <p>① 直近3か月以内の売電明細（「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」等）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所、受給電力量（売電量）を確認します。 <p>② JPEA発行の認定証明書の写し（直近3か月以内に発行したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、発電設備の区分、発電設備の設置場所（住所）を確認します。
燃料電池	システムの保証書（お客様控）の写し	直近3か月以内の「ガス使用量のお知らせ」等の写しと、燃料電池の型式の分かるもの（保証書等）の写し

※太陽光発電システムをリースしている方や発電した電力を全量自家消費している方は提出書類が異なりますので、実績報告前に環境都市推進課へお問い合わせください。

補助金交付

審査後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）
 ※振込みに際して市から申請者に通知はありません。

補助金受給までの手続き

1 交付申請

令和8年4月1日(水)～令和9年2月18日(木)にあいち電子申請または窓口にて提出してください

補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日又は補助対象システム付建売住宅の引渡し予定日の15日以上前までに申請
※交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助対象外です。

申請者へ交付決定通知が送付される
(受付後から2週間程度)

2 交付決定

3 設置工事・引き渡し

- ・決定通知書が手元に届いてから着工してください。
- ・申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

4 実績報告

事業完了日から3か月後の末日または令和9年3月5日(金)のいずれか早い日までにあいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み
(受付後から1か月程度)

5 補助金交付

申請者

安城市 環境都市推進課（北庁舎2階）

- ・各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)
- ・書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- ・書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。